

令和5年第2回永平寺町議会定例会議事日程

(11日目)

令和5年3月9日(木)

午前9時00分 開議

1 議事日程

- 第 1 議案第 3号 令和4年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第 4号 令和4年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 第 3 議案第 5号 令和4年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 第 4 議案第 6号 令和4年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 5 議案第 7号 令和4年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について
- 第 6 議案第 8号 令和4年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 7 議案第 9号 令和4年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第 8 議案第10号 令和4年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算について
- 第 9 議案第20号 永平寺町個人情報保護法施行条例の制定について
- 第10 議案第21号 永平寺町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 第11 議案第22号 永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第23号 永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第24号 永平寺町防災行政無線設備の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第25号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第26号 永平寺町給食センター条例の一部を改正する条例の制定について

第16 議案第27号 永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
について

第17 議案第28号 永平寺町狂犬病予防法施行条例及び永平寺町手数料徴収
条例の一部を改正する条例の制定について

第18 議案第29号 永平寺町土地開発基金条例を廃止する条例の制定につい
て

第19 議案第30号 第二次永平寺町総合振興計画後期基本計画の策定につい
て

第20 議案第31号 町道の認定について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（14名）

1番 酒井圭治君

2番 長岡千恵子君

3番 川崎直文君

4番 朝井征一郎君

5番 清水紀人君

6番 金元直栄君

7番 森山充君

8番 清水憲一君

9番 滝波登喜男君

10番 齋藤則男君

11番 上田誠君

12番 松川正樹君

13番 楠圭介君

14番 中村勘太郎君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合永充君
副町	長	山口真君
教育	長	室秀典君
消防	長	坪田満君
総務課	長	吉川貞夫君
契約管財課	長	竹澤隆一君
防災安全課	長	吉田仁君
財政課	長	森近秀之君
総合政策課	長	清水智昭君
住民税務課	長	原武史君
会計課	長	石田常久君
福祉保健課	長	木村勇樹君
子育て支援課	長	島田通正君
農林課	長	黒川浩徳君
商工観光課	長	江守直美君
建設課	長	家根孝二君
上下水道課	長	朝日清智君
学校教育課	長	多田和憲君
生涯学習課	長	清水和仁君

6 会議のために出席した事務局職員

議会議務局長	坂下和夫君
書記	酒井春美君

～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～

午前 9時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（中村勘太郎君） おはようございます。各議員におかれましては、お忙しいところご参集をいただき、ここに11日目の議事が開会できますこと、心から厚く御礼を申し上げます。

また、傍聴者を含め議場に入場する方にはマスク着用などの新型コロナウイルス感染症予防の対応にご理解、ご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

本会の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めています。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくお願い申し上げます。

議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順にて審議を行います。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第3号 令和4年度永平寺町一般会計予算補正予算について～

～日程第2 議案第4号 令和4年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

～日程第3 議案第5号 令和4年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について～

～日程第4 議案第6号 令和4年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第5 議案第7号 令和4年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について～

～日程第6 議案第8号 令和4年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

～日程第7 議案第9号 令和4年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

～日程第8 議案第10号 令和4年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算
について～

○議長（中村勘太郎君） 日程第1、議案第3号、令和4年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第8、議案第10号、令和4年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算についてまでの8件を一括議題といたします。

これより第1審議を行います。

理事者から令和4年度3月補正予算説明書をいただいております。

また、去る2月20日には詳細説明を受けております。これらに基づき十分な審議をいただきますようお願いいたします。

なお、議案第3号から議案第10号までの8件については、一括して補足説明を求めます。

また、議案ごとに第1審議を行いますが、議事の都合により、議案第3号については、本日、第1審議から第3審議を経て採決まで行いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、財政課の補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（森近秀之君） 皆さん、おはようございます。

私から、議案第3号、一般会計補正予算から第10号までの補足説明を議案書の一般会計補正予算から説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

今回の3月補正におきましては、各款項目における事業の執行実績に基づいて減額補正させていただいた補正がございます。本日の説明では、予算書に基づき増額補正の主なものについて補足させていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、議案書のまず24ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費9,679万8,000円の補正は、ふるさと納税寄附額の増によりまして手数料、委託料、また基金の積立てを補正させていただくものでございます。

その下にございますが、生活交道路線維持対策事業補助金等がございますけれども、これは路線バス事業者に対しまして広域生活路線維持対策、また生活路線維持対策などについての補助金を計上させていただいているものでございます。

次に、その下、財産管理費10億6,753万8,000円の補正は、財政調整基金をすこやか子育て基金、またまちづくり基金へ組替えさせていただくもの

と、土地開発基金を廃止し、まちづくり基金への補正を計上させていただいたものでございます。

その下、目3企画費133万7,000円の補正は、永平寺町住まいる定住応援事業補助金の申請件数の増が見込まれるもので補正をさせていただくものでございます。

次に、25ページをお願いいたします。

下段、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳51万7,000円の補正は、休日やマイナンバーカードの申請交付窓口を設けるため、職員手当及びカード交付通知のための郵便料の補正をお願いするものでございます。

飛びまして、次に27ページをお願いいたします。

上段、款3民生費、項2児童福祉費では、子ども医療費扶助費187万2,000円の増、また町外の保育施設に広域入所する児童が増えたことから、広域入所の委託料として203万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、28ページをお願いいたします。

中段、款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費では、輸出向けのHACCP等対応施設整備事業補助金が実施事業者に対し県より町を通じて補助金が交付されることから、その補助金額として2億3,485万7,000円の補正をお願いするものでございます。

次に、29ページをお願いいたします。

一番下、下段、項3水産業費、目1水産振興費では、町内にある九頭竜川中部漁業協同組合の中間貯蔵施設の電気料・配合飼料の高騰に応じ、近隣3市町、福井市、坂井市と合わせて補助金を交付することといたしましたので、27万4,000円の補正をお願いするものでございます。

飛びまして次、31ページをお願いいたします。

款8土木費、項2道路橋梁費、目1、道路橋梁総務費では、県営道路整備事業負担金として480万円。目2道路橋梁維持費では、除雪日数の増によりまして委託料、燃料費、電気料などの増額が見込まれることから9,607万6,000円の補正をお願いするものでございます。

次に、歳入の主なものについて説明させていただきます。

申し訳ございません。戻りまして、22ページをお願いいたします。

中段でございます。款16県支出金では、輸出向けのHACCP等対応施設整

備事業補助金などにより、総額といたしまして2億2,726万1,000円の補正を計上してございます。

その下、款18寄附金、目3一般寄附金では、ふるさと納税及び企業版ふるさと納税として5,091万円の一般寄附金を計上させていただいてございます。

次に、23ページお願いいたします。

中段やや上、繰入金、項2基金繰入金では、基金の組替えなどにより財政調整基金として10億7,008万4,000円を、また土地開発基金を閉鎖することから繰入金として6,515万6,000円の補正をお願いするものでございます。

下段、款22町債では、本年度、緊急浚渫推進事業債の発行が認められましたので、土木債といたしまして600万円の補正をさせていただいております。

こうした歳入歳出ございまして、令和4年度3月補正額として14億885万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を114億9,824万円とさせていただいたものでございます。

次に、繰越明許費の説明をさせていただきます。

17ページをお願いいたします。

17ページ、第2表繰越明許費では、年度内の完了が見込めない事業14事業について、翌年度へ繰り越しして使用できる経費の総額3億1,804万7,000円を定めたものでございます。

次に、地方債補正の説明をさせていただきます。

18ページをお願いいたします。

上段、緊急浚渫推進事業債は、令和4年度での発行が認められましたので限度額として600万円の補正をお願いするものでございます。

また、その下、合併特例債につきましては、額の変更がございましたので限度額を変更させていただくものでございます。

以上、令和4年度永平寺町一般会計補正予算の補足説明とさせていただきます。

次に、特別会計についてご説明させていただきます。

まず、議案第4号、令和4年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

42ページをお願いいたします。

42ページ上段、款2保険給付費、目1葬祭費では、死亡された方の見込み数が増えたことから10万円の補正を、下段、款9諸支出金、目保険給付費等交付

金償還金では、過年度分の国庫支出金償還額 8 8 1 万 8, 0 0 0 円などの補正をさせていただくもので、国保会計の総額といたしまして 7 1 3 万 8, 0 0 0 円をお願いをするものでございます。

なお、これらの歳入財源といたしましては一般会計繰入金 5 7 5 万 3, 0 0 0 円、前年度繰越金 1 3 8 万 5, 0 0 0 円を計上させていただくものでございます。

次に、議案第 5 号、令和 4 年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明させていただきます。

5 1 ページをお願いいたします。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1、同じく納付金 3, 0 2 9 万 9, 0 0 0 円の減額補正につきましては、後期高齢者医療連合への納付金負担金の減額によります予算を計上してございます。

なお、歳入といたしましては、後期高齢者医療保険料として 2, 5 6 4 万 2, 0 0 0 円を、一般繰入金 4 6 5 万 7, 0 0 0 円の減額補正を計上しているものでございます。

次に、議案第 6 号、令和 4 年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について説明させていただきます。

6 1 ページをお願いいたします。

6 1 ページ上段、款 2 保険給付費、項 1 介護サービス給付金からずっと一連でございますけれども、6 4 ページ上段、項 5 高額医療合算介護サービス給付費までの各給付費につきましては、サービス料件数及び対象者の増減によりまして各給付費を精査し、補正をさせていただいているものでございます。

6 4 ページをお願いいたします。

中段、款 5 地域支援事業費、項 1 介護予防・生活支援サービス費並びに 6 5 ページ、項 4 その他諸費は、サービス利用者の増加によります金額を補正させていただいたものでございます。

6 5 ページ下段、款 7 基金積立金、目 1 介護給付費準備基金積立金は、過年度の余剰金を基金に積立てさせていただく予算で、会計の総額といたしましては 9, 6 5 6 万 3, 0 0 0 円の減額予算を計上しており、その財源といたしましては歳入で保険料、国庫支出金、県支出金、前年度繰越金などを計上させていただいているものでございます。

次に、議案第 7 号、令和 4 年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について説明させていただきます。

この会計におきましては、歳入歳出予算に増減はございませんけれども、一般会計繰入金と繰越金によります財源の組替えの補正をさせていただいたものでございます。

71ページお願いいたします。

繰越明許費でございますけれども、本会計におきましては本年4月より訪問看護を行うこととしており、そのための車両購入費を計上しておりましたが、年度内の納車が見込めないことから、購入に係る経費210万円を繰越明許費として計上させていただいているものでございます。

次に、議案第8号、令和4年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についての説明をさせていただきます。

86ページをお願いいたします。

上段、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、下水道事業基金積立金500万円は、令和6年度からの地方公営企業法を適用した企業会計方式以降の当初予算の資金不足を避けるため、令和3年度決算により生じた余剰金の一部を地方財政法の規定に基づき積立てをさせていただくものでございます。

中段、下水道事業費、項1下水道維持管理費及び項2下水道建設費では、それぞれ工事請負費における執行実績に基づき減額させているもので、合わせて539万5,000円の減額補正予算を計上しております。

なお、81ページでございますけれども、第2表繰越明許費でございます。下水道事業費の繰越明許費2億1,693万2,000円につきましては、永平寺中央浄化センターの設備更新工事を翌年度へ繰り越しして使用できる額を定めさせていただいているものでございます。

82ページをお願いいたします。

地方債補正でございますけれども、これは工事請負費の減額によりまして起債発行限度額の変更をお願いさせていただくものでございます。

次に、議案第9号、令和2年度永平寺町農業集落配水事業特別会計補正予算についてのご説明をさせていただきます。

90ページをお願いいたします。

第1表繰越明許費でございます。

この会計におきましては、翌年度へ繰り越しして使用できる経費の額79万9,000円を定めさせていただいたものでございます。

次に、議案第10号、令和4年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算につ

いてご説明いたします。

98ページをお願いいたします。

これは、繰入金の減額、また繰越金の増額というものでございますけれども、令和4年度の決算見込額によりまして今回補正額を計上させていただいたもので、総額2,000円の補正をお願いするものでございます。

以上、議案第3号、令和4年度永平寺町一般会計補正予算から議案第10号、令和4年度永平寺町土地開発事業特別会計までの8件についての補足説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） それでは、議案第3号、令和4年度永平寺町一般会計補正予算について、これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

○6番（金元直栄君） ちょっと、議長、進め方で。

これ、どうやって審議するの。全部やるの。今、これ……。

だから、1つずつやっていくではないの。

○議長（中村勘太郎君） 一般会計。

〔「ちょっと休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村勘太郎君） 暫時休憩します。

（午前 9時19分 休憩）

（午前 9時25分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

それでは、議会事務局、ページ4ページの質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 質疑ないようですので、次に総務課、4ページから5ページにかけて質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 予算説明書で質問していきます。お願いします。

5ページのふるさと納税事業であります。企業版ふるさと納税活用支援事業1,431万円の件であります。これ、たしか全協でも説明いただいています。事業としては、第二期門前再生事業に対するふるさと納税のだろうと思うのですけ

れども、今回、審査会も開いていただいているわけですが、これ、具体的に民間の事業に寄附をしていただくということなのですが、この線引きと
いいますか、審査会にかけるのは分かるのですけれども、その審査会に持ち上げ
るまでのいわゆる少なくとも最低条件、こういう事業あるいはこういう企業のや
つを、これらのふるさと納税に上げてというようなことはどの辺で捉えているの
かということでもあります。

それと、目標額が約2億円だったと思うのですけれども、今回補正出ているの
は1,400万ですけれども、残り、たしか来年の7月までが寄附の期間だった
と思うのですけれども、その目標額に向けてどのような予算計上をしていくのか。
今回の補正と来年の当初の中で、どのような計画を念頭に置きながら予算計上し
ているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（吉川貞夫君） 線引きという話ございましたが、これも前回全協等でも
説明させていただきましたが、あくまでも事業としてはまち・ひと・しごと総合
戦略の4項目に該当する。要は、町の地域活性化に資する事業であるということ
がその基準となっていますので、そういう企業とか団体とか、これは申請があっ
た場合には、その審査会を経てその事業に資するかどうか判断基準になる。そ
こが線引きというようにご理解ください。

目標額につきましては、今補正が上がっている分については、入金があった分
の補正をかけたということをご理解ください。

寄附の申出があったのはまだあります。約3,000万近くありますが、その
うちの入金があった分を補正に上げたとなります。

今後の見込みですけれども、当然、令和5年度に入ってから入金はあると思
いますので、6月補正とか、そういう適当な時期に補正予算として計上をさせて
いただくということでもよろしくお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これ、一般質問の答弁でもさせていただきました。企業版ふ
るさと納税につきましては、企業がこういった事業、金額、2億近くでしたかね、
設定します。例えば3,000万円しか集まらなくても、あと1億7,000万
円は自分で用意していただいて、その事業をしていくという取決めになっていま
すので、この企画が上がってきた時点で開発行為は行われるということが前提に
なります。

クラウドファンディングの場合は、金額が集まらなるとその事業ができないというのがありますが、今回は企業版ふるさと納税、またふるさと納税ですので、今ほど総務課長が言いましたとおり、いろいろなまち・ひと・しごとなど、地域に資するとか、地域のある程度の同意とか賛同とか、そういったものもいただきながら審査会に諮って、決定していくという形になりますので、ご理解をお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） そうしますと、前提にまち・ひと・しごとの戦略に乗っかっている事業ということですが、企業にしてみれば、もう当然事業の計画をしていて、その大きな事業の中でこれに乗っかってというようなことになるわけですが、その辺のこういう事業をやっていますよという、いわゆる公平性の話になるのですけれども、どこまで門戸を広げていて、そしてこういう事業に手を挙げてください——手を挙げてくださいというのは変ですけれども、給付金を求めてくださいというようなことを、どこまでどのような方法で、いわゆる周知というかPRというか、門戸をどう広げているのかということをお聞かせいただきたいなど。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（吉川貞夫君） まず、その企業とか団体がこういう事業、地域に資する事業をしたいというのが前提にあると思います。どちらかという、企業がみずからそういう地域に振興する事業を起こしたいと。それに企業版ふるさと納税を活用して起こしたいと。

そうしたときに、そのやろうとする事業がさっき言いました、まち・ひと・しごと創生総合戦略の4項目に該当するかどうかというのを申請があった段階という、申請ですけど、相談でも、そこでそのマッチングという、そこら辺の話をするというところでございまして、門戸を開くという考え方によっては、町としてはこの企業を駄目とか、そういうことではなくて、あくまでも事業者が自らそういう事業を起こすという意味があつて始めることということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 門戸を開くということでは、例えば商工会さんとか関係団体、また地域振興会の皆さんにこういった制度やっていますよ、ありますよというのは広くお知らせしていく制度がありますので、やっぱり広くお知らせしていくこ

とは大事だと。

ただ、今ほど言いましたとおり、ハードルといたしますか、そういったことはしっかりクリアしていただかないと認定といたしますか、そこはやっぱりしっかり条件をしていただく。

これ、議会にも何度も説明していますが、やはり企業版ふるさと納税というのがありますので、税の控除とか、いろいろそういったのが関わってきます。

これ、今、設計をするにも関係省庁とかいろんなところに詰めながら進めていますので、そういったところをやっぱり町としては慎重に認定をしていくといたしますか、していく。

ただ、問合せとか相談とか、そういったのはどんどん町の発展にもつながりますので、受け付けていくという形になると思います。

○議長（中村勘太郎君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 町が関係している納税なので、税を活用するという事なので公平性というのですか公明正大にといたしますか、ということですが、先ほど言いましたとおり商工会とかっていう、例えば商工観光課が窓口になっているいろんな事業やるようなことというのは、多分、アンテナ張っているのは商工観光課だろうと思います。

そこで、ここに最終的には審査会に通って当るかどうかということにはなるのだろうと思いますけれども、いろんなものに乗っけて審査してもらえばいいのかなとは思いますが、逆に言うと。だから、そこがいろいろ事業の規模とかいろいろな条件はあるのだろうと思いますけれども、それに乗っかっている、あるいは乗っかることができる事業、企業版でやりますよっていうようなことをやっていくことによって、逆に言うと二の足を踏んでいる事業を前に進めようかという企業もいるのかも分かりません。それが功を奏してまちづくりになるのかも分かりません。

だから、その辺のPR、アンテナを張りながら、これを活用していくという。せっかく苦労してつくったのですから、そういうようなやり方もあるのではないのかなっていうことです。

今、不景気ですから新規事業やろうという企業はなかなかいないと思いますけれども、その資金の手だての一つとしてなり得るのなら、その辺の積極性も必要なのではないかなと思っておるわけです。

ですから、その辺のPRというか、どうこれを活用していくかという、逆に言

ったら町のもくろみといたしますか、そういうこともあってもいいのかなと思うわけですけども、いかがでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これ、今総務課がやっていますけど、実は、例えば今回門前開発ですと商工観光課と門前の皆さんと総務課が打ち合わせをしている。ブルーサンダーも企業版ふるさと納税ですから生涯学習課と総務課がしている。

総務課はどっちかという、これが本当に適正かどうかというのを審査する所管といたしますか、そういった形になっていまして、これが今生涯学習、また商工、そして農業、いろいろな形で議員おっしゃるとおりやっぱり広がって行って、こういういい制度ですので使えるようにしていきたいなと思います。

ただ、先ほど申し上げます企業版ふるさと納税、控除になりますので、税を扱う、寄附金をいただいて、町を通して補助金という形でお渡しするという。行く行くは制度的にも慎重にやらなければいけないところもありますので、積極的にお知らせはしますが、慎重になるところは慎重に審査、総務課のところは慎重に、広げるところはどんどん声をかけていくというふうな形でやらせていただきたいなと思います。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

ないようですので次に、同じくページ5 ページの契約管財課について質疑ございませんか。

ないようですので次に、防災安全課、6 ページから9 ページを許可いたします。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですので次に、財政課、9 ページを質疑許可いたします。

6 番、金元君。

○6 番（金元直栄君） 9 ページ右側ですが、基金の積替えと土地開発基金の閉鎖の問題があります。土地開発基金の閉鎖の問題では、ある意味、これがなくなるといことになれば、発生すれば基金を積むとかという話が、基金をつくれればいとかいう話があったのですが、現実的に基金がなくなるといことは、いわゆる一般会計からどんなときでも補正するといことになるじゃないですか。見方としては。その辺がよく分からないというのが一つ。

それと、2 億円、8 億円という、いわゆる10 億円の積替えがありますけど、

基金総計がどうなっているのか。

また、どういう方向で考えているのかも併せてやっぱりきちっと説明しておかないとまずいのではないかな。今説明では、基金総計が51億。その中には、いわゆる会計なんかの必要かどうかは還元し切れてない基金もありますけれども、そういう財政調整基金絡みのいわゆる基金と言っている、そういうところをどうお考えになっているのか。現状、そこらも含めて、併せて説明をお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 財政課長。

○財政課長（森近秀之君） まず、今ほど言いました基金総額、議員おっしゃったとおり、特別会計、一般会計合わせますと51億4,700万というのは本年1月末現在の基金の現状でございます。

このうち、財政調整基金につきましては25億6,700万というものでございます。今般、10億円を今基金に財政調整基金からすこやか子育てまちづくり基金に移させていただいたというものでございます。

まず、財政調整基金の考え方でございますけれども、以前もちょっとお話をさせていただきましたけれども、やはりこういった基金、万が一災害等があった場合に使っていくような基金というもので考えているところでございます。

標準的にいきますと、一般的には町の財政規模の40%前後ということでございますけれども、町といたしましては、やはりこういった災害に備えるということもございまして、今般、大体15億程度を、以前もちょっとお話しさせていただきましたけれども、その程度を残して、ほかの基金に移すと。

今、すこやか子育てに移させていただきましたのは、これから幼稚園等の長寿命化といったこともあります。そうしたものに使っていくということで基金を積みませていただきました。

ご承知のとおり、合併特例債そのものは令和7年度までとなっております。なるべくこうした起債を借りられるときにはこういったものを使いますけれども、それ以降、どのようなものがあるか分からないということもございまして、将来的な幼稚園等子育てのための基金として2億円を積みさせていただいている。

また、まちづくり基金につきましては、やはり公共施設の長寿命化、またいろんなインフラ整備等が今後考えられます。こうしたものがあることから、今般、移させていただいたものでございます。

先ほどの一番冒頭もおっしゃいました土地開発基金でございますけれども、この基金と申しますのは、あくまで土地の先行取得のための基金ということで、今、

土地開発基金をゼロにしたわけですがけれども、それはまちづくり基金のほうに移しているものでございますので、あくまで一般会計の中で動いている基金というものでございます。

以前、この土地開発基金につきましては、もともとやはり土地の高騰等によります土地の先行取得のためにやっとなつた基金でございまして、世間一般的には、例えば住宅供給公社とか土地開発公社とか、そういったところではこうした基金で土地を先行的に取得して、土地の値上がりの前に購入するといったことで目的としていると。

ただ、現状といたしましては、この基金、先行取得してまで使うという目的が今永平寺町にもないものですから、もし今いろんな土地開発をしようとした場合におきましては、まちづくり基金等を投入しましてやっていきたいと。

この基金につきましては、以前の説明でも申しました。監査委員さんのほうからもこの基金については廃止の方向でどうだといったご意見もございましたので、財政課といたしましてはこの基金につきましては、今年度末におきまして廃止させていただいて、まちづくり基金に移させていただいたというものでございます。

○議長（中村勘太郎君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 基金の問題については後から質問しますけれども。

いわゆる自治体の会計というのは、その自治体が一般的なたというのですか標準的な住民サービスの供給に対して不足する分を、自分たちが集められる金額以外の不足する分を国が交付税で補填するというのが基本やと思います。

そうすると、よく町は何年先のことを言って不安や不安やと言っているのがよく分からないのですが、基本的には、町長で言うと10年先というと2期以上先になるわけですよ。そんなに先を読んでその基金をためなだめかという、そうではないと思います。その辺をやっぱりきちと考えを持って財政運営しているかなだめだし。

僕繰り返し言っていますが、国の補正予算なんていうのは地域の経済対策で交付されてくる交付金が、支援金、補助金も含めてあると思うのですが、ところがそこらがうまく使い切れてないと、地域に還元してないと余ってくる。それを積み足してくるのがこういうことで、全国ではそれ、いわゆるそれなりにコロナ禍で地域支援とか住民の生活支援、企業支援ということに使ってきた自治体とため込んできた自治体、両極端に分かれていますね、今、基金見てみると。その辺

をやっぱりきちっと考えてやっていかないとだめじゃないかと。

そこが一つちょっと、いつも言っているのですが、自治体の財政を賄う人たちは基準的なやり方で本来はやっているだろうと思います。そこでなかなか基金が増えるというのが、ちょっと僕は異常に増えているというのは、それは財政運営をもう少し見直す面もあるのでないかなって思うところです。それが一つです。

もう一つは、土地開発基金ですが、これは先行取得のためにということでやられている基金だというそれ見直して、一般会計で見るということになれば一般会計的な、まちづくり基金で賄うということになれば、それはそれでいいです。きちっとした裏づけがあってやらないと、それはただなくすだけでは問題ではないか。

特に土地開発の会計があるわけですね、特別会計が。そのことちょっと考えると、えっと思う面がありましたので、そこはきちっと確認しておきたいと思いません。

本当に先行取得の目的だけだったのかということですね。どうも、そうではなかったように僕は思います。特別会計で余った金を一時移したことがなかったか。なかった？ そういうのも含めて。

○議長（中村勘太郎君） 財政課長。

○財政課長（森近秀之君） まず、何年後を見越してというお話でございます。財政課的な話になるかもしれないのですが、私どもとしては、先ほども言いました令和7年度までは合併特例債といった基金が使えると。いわゆる国の地方財政計画、また指針の中で、以前は令和6年度までは地方の財政力強化を図るということで、交付税そのものを下げるという傾向はございませんでした。ただ、今年に入りまして、令和6年を、令和7年まで何とか地方交付税を下げないような方向性がずっと示されております。

ただ、令和8年度以降、合併特例債が使えるかということ、これも県ともいろいろ話をしているのですけれども、どうもあまり8年度以降は継続して使えるということはないだろうと。

それに代わるべき何か起債が発行可能になるか分からないのですけれども、町といたしましては、中期財政計画といった中で平成8年、9年ぐらいまで見越したときに、ともかく8年度以降についてなかなか財政的に厳しいものがあるのかなと。交付税にしてもまだ見込みはないのですけれども、そうしたことを踏まえて、今回、町としてはこの基金を8年度以降のためにこうした形で再編をさせていた

だいたという考えを持っているところでございます。

あと、土地開発基金でございますけれども、実際、土地開発基金を令和元年ですか、一旦崩したことがございます。ただ、本来、条例等にありますのは、土地開発基金そのものは先行取得のための基金ということで、本来、取り崩しはしましたけれども、使途がちょっといかなものかということであったので、全額土地開発基金に戻したという経緯がございまして、あくまで土地開発基金の目的としましては、土地を先行取得するための基金ということになっていまして、何か事業をするための基金というものではないということは述べさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） いわゆる自治体の会計運用の問題で言うと、何年先がといえ、令和7年度以降は不安だと言いますが、いわゆる市町村の合併前に合併しなかったらもう交付税減らして自治体潰すというようなことを国が言いましたよね。逆に言うと、そんなことはあり得ない。

合併しなかった自治体はどうなったかといったら、合併以降何年かで以前の交付税よりか増えている状況が続いている。国も地方財政の状況を見て交付税を増やすということがあって、そのちょっと賄い切れんところについては臨時財政対策債などを持ってきたわけやね。

そういう意味では、合併しなかったら損したんかといったら、合併したほうが損したわけですよ。地域にもともと落ちる金が少なくなったのですから。だって、永平寺町、上志比村というのがあれば財政規模で言うともっと大きくなっている可能性あるわけでしょう。

逆に言うと、僕らほかの町のことを言うとなんですが、和泉村なんて合併したおかげでもうなくなるのと一緒にですよ。学校までなくなってね。当面は小学校残すという話になっているらしいですが。

そんなことも含めて考えると、そんなに先を見て不安ばかりあおっていくと、逆に自治体にとってそれが正解やったかということは、後で問われる問題も出てくるんでないか。そこはきちっと評価しながら。どうだったのかという評価を時々しながらやっていかないと、正直、ためるばかりではいかんのではないかと。

51億というのを上げたら、それには直接あまりため込みとは取られない。必要な基金もあると思いますが、そこらも含めて、やっぱりきちっと考えていかな

いといけないと。

あと、ほかのいろんな事業も特別会計なんかは基金をどんどん減らす傾向にあり、繰入金を少なくするという傾向に、下水とかそういうようなところはそういう傾向があったと思うのですが、それは基金を持たせないという方針が一時あって、言って持たせないようにしてきたと思いますね。繰入金どんどん減らしたと。そこにあった基金も含めて、一般会計に引き上げた時期もあったように僕は記憶しているのですが、そんなことを考えると、本当にそれでいいのかどうかも含めて。

だから、例えば上水道なんかも簡易水道で一定持っていた基金なんかについては——下水道やったかな——必要な繰入れをきちっとしないといけませんよ。それ必要な繰入れもせずにどんどん減らすというのではいかんですよ、ということ随分言った時期があったように思うのですが、その後も含めて、基金の各特別会計なんかの管理等については、それは今の状況では何かあったときには一般会計がきちっと賄うという事をやっぱり示しておくべき必要がある。

その一つの例が、この土地開発基金ではないかなと思うので、そう取っているのかどうかというのちょっとお聞きしたいです。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず基金の話ですけど、今、起債は合併してからそんなに起債の金額は変わっていません。これはなぜかといいますと、やっぱり合併特例債、6割が返ってきますので、現に普通交付税を上乗せして返ってきております。

こういう起債がある間は基金を使わずに、そういった有利な起債を使いながら運営していく。現に合併特例債、基金に積むことも可能だということもあります。うちはどちらかというと起債を使いながら、それで使わなかったお金を基金に積んでおる。

先ほど財政課長申し上げましたとおり、この合併特例債とか、こういったものがいつまでも続くわけではありません。なくなったときには、やはりそのときこそ基金を取り崩してでも、しなければいけないことはしなければいけないということで、ある程度起債が変わらない中で基金が増えていく。これは町としては本当に健全な財政を心がけているというふうに思っています。

今、ここの基金をぐっと、言葉はちょっとどうか分かりませんが、先に先行投資をしたり、町で言われているばらまきのような政策をしたり、そういった中で、合併特例債が終わったときに、じゃどういうふうに応用していくのか。有利な

起債がありませんので、また出てくるかもしれません。ただ、今のところはそういうのは予想ができませんので、しっかり基金を積んで次に備えていく。それが10年後、20年後とおっしゃいましたが、あと3年でひよっとしたら合併特例債は終わる可能性が非常に高くなっていますので、4年後、5年後からは、ここに基金があつてよかったなというふうにするような安心感が持てるような今財政運営をしておりますので、その辺はご理解いただきたい。

第8期につきましても、監査委員さんをはじめ、皆さんがこれちょっと時代的には合っていないよ。先行取得を、地面をそういうふうな時代はもう終わりましたので、そういったのはもうなくして、まちづくり基金という形でしっかり対応していくということをご理解をいただければなと思いますので、よろしく願います。

○議長（中村勘太郎君） 財政課長。

○財政課長（森近秀之君） すみません。基金を特別会計持たせないということ、すみません、ちょっと私、中見てないので、また一遍ちょっと確認させていただきたいと思います。

ただ、基金につきましては永平寺町積んでいるという状況ですけど、これは福井県内の各自治体におきましても基金は令和2年度末と令和3年度末でやはりかなり多くの市町が基金に積んでいるという状況です。

こんなことを言っているか悪いか分かりませんが、財政課的には健全な運用をしていくためには、家で言う貯金というものがやはり必要と思っておりますので、財政課的には4年、5年後を見据えてある程度の余裕を持った財政はしていきたいということをやっていますので、どうかよろしく願います。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

ないようですので次に、総合政策課、ページ10ページから12ページを許可いたします。

質疑ありませんか。

3番、川崎君。

○3番（川崎直文君） 確認ですけれども、10ページの右側の補正で20件の住宅支援件数が上がっております。今年度の実績が41件ということで、この件数だけを見るとかなり移住の申請がこの案件に対して増えているということです。これはこの勢いがどういう状況なのかということと、それから3地区、松岡、永平寺、上志比での実績数上がっております。今回、20件の見込みということで、

これ、おのおの3地区でどのような数字の傾向になっているのかということをお教えいただきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） 当初42件見ておりました。今回20件補正をさせていただいているというのは、もう既に当初を上回る勢いであるということで、昨年度の2月、3月に出てくる状況、これも踏まえて今回20件多く見させていただいたというふうな形になっております。

状況としましては、今やはり松岡地区のほうの方、もう既にどうでしょうかと聞かれているところもありますので、そのところで傾向としましては松岡地区の方がやはり多いというふうな傾向になっております。

○議長（中村勘太郎君） いいですか。

ほかございませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 同じくこの10ページの左側の、これはコロナ禍で利用人数が減ったのでその分を補填してほしいということで増額という発想ですか、それとも何か違う項目というのか、そのほかに補填の意味合いというのはあるのか。下のほうで特定の財源がコロナ禍のこれでやっているもので、そういう発想で増えたということで、来年度の当初についてはまた驚きを——驚きっておかしいけど、当初の今までの従来の当初案になるという見方でよろしいのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） 補填の理由としましては、やはり燃料ですね。ガソリンの燃料の高騰。あと、先ほど申されましたコロナ禍でやはり乗られる方が少ないということで、その減収、その分の補填という意味でございます。

それと、令和5年度のことにつきましては、基本のベースとしては令和4年のこの基本がベースになります。その形で令和5年度の当初予算もこの基準額をベースとして予算を要求させていただいております。

○議長（中村勘太郎君） よろしいですか。

○11番（上田 誠君） はい。

○議長（中村勘太郎君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 公共交通対策事業であります。理由は分かりましたけれども、広域生活と生活交通という2つの対策があるわけですが、その違いをお教えいただきたいのと。あと、毎回、毎年これ出てくるわけですが、

多分、補助額的には少しずつ増えてくるのかなと思いますけれども、路線がなくなるとかというような話もいろいろ現場の中では事業者との交渉をしているだろうと思いますけれども、その辺の状況も含めて少しお知らせをいただきたいなと思います。

それと、右側の住まいる定住ですけれども、昨日一般質問した際に、住まいる定住では新築と中古住宅の改修とはかなり件数に差があるってということだったのですが、ただ、その中で町長の答弁では、空き家バンクでかなり需要も伸びているというところで、少しその辺の言い方の差があるのかなと思います——言い方の差というのですか、要は中古住宅については住まいる定住は使いにくいという原因があるのかなというところです。その辺の考え方、少し分かるようなところがあったら教えていただけたらなと。

○議長（中村勘太郎君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） 3点あります。

まず1つ目が、広域路線バスと生活路線バスの違いですね。これについては、広域路線バスについては国庫補助対象外で、輸送量が15人以下、こういう路線になります。生活路線バスにつきましては、国庫補助分の対象となって、輸送量が15人以上、ここが違いになります。

あともう一つ、これが補助として毎年させていただいているという状況ですが、なくなっていくのかどうかというお話でよかったですかね。ここにつきましては、やはり生活を維持するということが目的の路線になっています。県、それぞれの沿線市町、それに向けてやはり取り組んでいる事業となります。また、新幹線開業もございますので、今の状況でさえしっかり維持していきたいという方向性でございます。

あともう一つが、住まいる定住の件数のことですかね、違いということで、今、実質的な補助につきましては、新築は10万円、中古物件については5万円、こういう補助をさせていただいております。現状としましては、やはり新築で建てられるという方のご希望者が多いという状況になっているということですので、あくまでも希望者の方に添ってさせていただいているという状況になります。

やはり費用とかいろいろあるとは思いますが、現状の傾向としては新築を選ばれる方がやっぱり多いという形になります。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 新築と中古物件では、やっぱり明らかに新築を求められる方

が多い。空き家の対策の中で空き家バンクに登録をしていただくと、制約率が高いというお話をさせていただきましたので、もちろん中古物件、空き家をどんどん利活用していただく政策はやっていきますが、移住者はやっぱり新築物件を求められる方が多いというデータが出ていますので、両方合わせてのいろいろな政策、またいろいろ分けての政策、こういったものも大事なかなと思います。

○議長（中村勘太郎君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 交通のほうは分かりました。

それと、今の空き家対策という方面から考えると、やはり中古物件でもそれなりに見劣りしない補助があってもいいのかなど。そっちの方面から考えると、SDGsですか、そういうような方面もありますし、空き家バンクを、空き家を活用するという方面から考えると、それなりに有利になるということになる方向性も必要かなと思いますので、今後考えていただけたらなと思います。

○議長（中村勘太郎君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） 実は建設課のほうからもリフォームとかの補助も、空き家に対しての補助も出ております。確かに住まいる定住というそういう制度の中では、例えばそういうふうな10万、5万となっていますが、もし購入していただいて、そのリフォーム、そういう費用も活用できますので、空き家に対してもやはりそういう制度も使っていただける、という制度はもちろん設けておりますので。

○議長（中村勘太郎君） ほかがございませんか。

ないようですので次に、住民税務課、12ページから14ページですけれども、質疑ございませんでしょうか。

ないようですので次に、福祉保健課、14ページから19ページお願いいたします。

質疑ございませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 16ページ、外出支援のサービスということで、これたしか社協さんに委託しているだろうと思いますけれども、伸びている実数と、あとこういう理由で伸びているということがあれば教えてください。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 事業自体は社協さんのほうに委託して予約の受付をしていただいております。利用者さんは予約して次々行きますよというところで

タクシーを回っているという状況です。

設定料金も作っております。

近年、コロナ禍においては利用率が大きく変動しております。令和4年度については、令和3年度実績に基づいて予算要求いたしました。外出の自粛と、それから医療機関への受診控えなどから利用が減少していたということです。

第7波が終わってから確実に利用の頻度が回復しているというところで、今回補正をお願いしているというものでございます。

設定料金については、来年度以降見直しということはご案内のとおりでございます。

○議長（中村勘太郎君） よろしいですか。

○9番（滝波登喜男君） はい。

○議長（中村勘太郎君） ほかがございませんか。

2番、長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 15ページの左側ですけれども、障害児通所給付金の増額は上がっているのですけれども、そんなに障がい児が急激に増えているというわけではないと思うのですけれども、当初の予算どおりにいかなかったというのはなぜですか。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） この給付費ですが、放課後等デイサービスのご利用というのがほとんどでございます。利用される方が増えているということでご理解ください。

○議長（中村勘太郎君） よろしいですか。

ほかがございませんか。

ないようですので次に、子育て支援課、19ページから23ページ、質疑を許可いたします。

○議長（中村勘太郎君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 21ページ右側ですが、一部施設の関係で言うと23ページの左側にも関係あるのかもしれませんが、いわゆる広域入所が増えている。6人から15人に増えたということですが、理由等。どういう理由があるのかなというのと、どこの地区の子どもさん方がやっぱり多いのかなというのはちょっと関心があるので聞きたいですね。

○議長（中村勘太郎君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 広域入所につきましては、年度途中で永平寺町に転入されたお子さんが保護者の都合によりまして、職場の近くの園でそのまま預かりたいということで広域入所をされている現状でございます。

どこの子どもが多いという点でございますが、地区までは分らないですけど、この上志比地区、永平寺地区、松岡地区の子ども、どこの子どもかという地点が知りたいわけでございますかね。そこまではちょっと分らないので、後日お知らせいたします。

○議長（中村勘太郎君） じゃ、対応よろしくをお願いします。

ほかございませんか。

ないようですので次に、農林課、23ページから30ページ、質疑を許可いたします。

7番、森山君。

○7番（森山 充君） 資料の25ページ、HACCPの件ですけど、これ自己負担が多分2億3,000万とかそういう話だと思うのですが、これ審査をどこでしているかというのと、審査のポイントですね。それと、他の酒蔵とかでこういった動きがあるかどうか、それをお尋ねします。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） このHACCPの事業につきましては、審査は県のほうでしております。県のほうから国に行って、国の決定を見てやる事業でございます。

○議長（中村勘太郎君） よろしいですか。よろしいですか。質疑があるのなら手を挙げてをお願いします。

7番、森山君。

○7番（森山 充君） お尋ねしたのはもう2つほどありまして、ほかの酒蔵でもそういう動きがないのかと、審査のポイントですね、そこをお尋ねします。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） すみません。ほかの町内の酒蔵でもこういう事業の採択あるのかどうかということでよろしいでしょうか。

これにつきましては、以前、黒龍さんもHACCPをたしか使って事業に取り組んでおられたことがあると思います。特にどこに指定しているものでもございません。輸出を目的とした事業に取り組もうとしている酒蔵さんなら、内容によって国が審査して交付について決定をしていくという事業でございます。

○議長（中村勘太郎君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） これ、当初でもちょっと質問上げてしまったので、ここで出てきているので質問させてもらおうかなと思ったのですが。

HACCP事業、今課長おっしゃるとおり、海外向けのいろんな商品を海外向けにやるためには、ある程度の厳正な商品の認可を取ってやることによって、海外からの受入れが非常に好評になる。高い値打ちが上がるということで、いろんな業種をやっているみたいですが、ただ、お酒に関してはなかなか取るところがないというのが現状だったみたいなので、多分、日本でも黒龍さんが最初なんでないかなと思うのですが。

このHACCPのお酒の日本酒の認可を取るための基準というのは、たしか国の基準がなく福井県の基準を国が認めて、それをベースに黒龍さんは日本で初めて認可を取ったというようなことがあるみたいですが、それが今回、こちらの白龍さんのところも同じような形で取るのでしょうか。

多分、黒龍さんかなり前だったと思うので、それ以降、全国的にそういうようなHACCPを取るところが出てきて、福井県の基準をベースにそれを国の基準に変えて、今回、白龍さんが認可申請して取ったというようなことになるのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） 県の基準に従って、それを国の基準に変えて審査をしているのかというご質問だと思いますが、今のところ、私どもを経由して申請を出しております。内容についてもいろいろ確認しているのですが、内容的にHACCPに該当する、要するに掛かり増しの部分を審査している状況です。

HACCPを取るために、普通、冷蔵庫こんなものでいいけど、HACCPのためにはこういう仕様にしなさいということで、費用が掛かり増しになる部分をいろいろ審査して、その積み重ねで補助対象額を決めているので、それが県の基準であるのか国の基準であるのか、以前の黒龍さんのときと同じかどうかというところまでは、今ちょっとここで回答することはできないのですが、やり方としてはHACCPに必要な設備に係る掛かり増しの分を、補助対象として審査をされている。それが適当であれば補助対象事業として、それぞれ積算して補助対象金額を決めていて、その全額2分の1を国庫補助金として県、町を経由して事業者さんのほうに交付するという事業でございます。

○議長（中村勘太郎君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 確認ですけど、この説明書見ると県の施設整備等ということで補助をもらっているわけですけども、これは当然、国の制度ですから国から県に經由していただいているということですよ。あくまでも国ということでもいいですよ。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） 今、滝波議員さんおっしゃるとおりでございます。

○議長（中村勘太郎君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 25ページのHACCPの件ですが、そういう補助の話もいいですけど、この事業をやることによって地元の農業——農業さんで出ているわけですから、農業にどういう貢献度があるのかというのをやっぱり聞かせていただきたいですね。

聞くとところによると100ヘクタールぐらい酒米を作ってもらわんとあかんのやということいろいろ努力されているようなので、そういう貢献度をやっぱりもっと示していくことが大事ではないかなと思うので、その辺を聞かせていただきたいのと。

僕が聞いているのは100ヘクタール。だから、将来を含めてどうしていくのかというのをやっぱり聞いていかないと、やっぱりウルチ米の生産の問題もあるし、加工米の問題もあるので。

100ヘクタールと言われていたので、そういう計画なんかも含めて、やっぱりどうしていくのかというのは、示していただいたほうがいいじゃないか、そこまで言った？

そういうことがあります。僕は大事で、そこはいわゆる現状ではなしに、将来どうしていきたいのかということも含めて、一般質問でそこまで触れているのなら別ですが、ちょっと言っていたかとありがたいと思います。

27ページの左側、肥料高騰等の支援として行われた事業、4,000万の目標でやられたということで、ちょっと1年遅れではありますけど、僕はこれ本当に喜ばれていると思います。そのことだけは言っておきたいと思います。評価したいと思います。

28ページの地籍調査の話ですけど、いわゆる地籍調査って今何か所かで図面入れてちゃんと示されていて、非常に分かりやすい主要事業のところでありましたけれども、それは分かりやすい資料でした。ただ、地籍事業で残されてしまったところの状況なんかもできたら示していただくと、説明していただくとありがた

いです、こういう機会に。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） 地籍のほうから先にお答えさせていただきます。

地籍につきましては、あくまでも地区の要望、希望によって実施するものでございまして、今7次の事業ということで7次、10年間の事業に入っていますが、その都度、地区のほうから要望があるかないかということはお諮りしている状況です。

それで、今年度も京善地区が今年度から着手するということで、5年度以降、今手を挙げている地区はない状況でございます。あればまた対応はしていくと思うのですが、今のところ、そういうところがない、要望されているところはないです。

あと、酒米についてですけれども、今申しましたとおり、当初100ヘクタールという計画をお聞きしておりましたけれども、現在、50ヘクタールが必要やということで変更になっております。その確保につきましては、ほぼ今農協です。農協さんのほうにも依頼をいたしまして、町としても振興していきたいという相談をしたところ、いろいろ農協さんのほうでも地区のほうに働きかけをしていただきまして、ある程度の量は確保されている。しかし、やっぱり今後ずっと生産量を確保して良質の酒米を作っていく必要があると思いますし、町としてもその辺の振興をしていかなければならないと考えております。

そういったところで、酒米、お酒の酒蔵と農業者とか、地区振興にもつながる。完璧に酒造りは6次産業化なので地区の振興にもつながるということで、関係者を含めた協議会などもつくって、いろいろ酒米の振興についても含めて、いろいろ今後協議していかなければならないというふうに考えております。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 地籍調査は本当に希望するところですが、終わってしまったところで終わり切れなかったところの説明なんかもしてほしいという意味です。

もう一つ、さっきの酒米の問題ですけど、現実的にこの酒蔵さんは地元にこだわっているということを僕らも聞いています。だから、そういう意味では、ほかの酒蔵さんもありますけれども、本町の米作りの一つの基盤づくりにもなる可能性があるんで、そういうのは吉田さんだけではなしに、ほかの酒蔵さんも含めて今後どうしていくのかということを考えていくと、かなり面白いというのか、取組になる可能性があるんで、行政もそこに目をつけてほしいと思いますね。単に

吉田酒造だけではなしに。

ただ、いわゆる酒米というのは、僕ら聞いていると肥料食いというのですか。割と肥料なんかを食うということも僕は聞いていますので、そういう意味では作りやすいのか作りにくいのか分からないですが、そこらも含めて十分検討して、やっぱり振興するなら徹底してやるということも考えていただけるとありがたいのかなと思います。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これ、金元議員おっしゃられるとおりであって、町としても今その方向で行っております。今、第6次化。本来ですと農業からスタートして、じゃどういふふう加工して、どういふふう販売していこうかというのですが、ここはやはり売り先も加工も、しかも農家の皆さんの意欲、また地域の皆さんの思いというのも、実は物すごく今私たちのほうにも声が入ってきておまして、今行政も一緒に新しい特産物という位置づけでやっていこうという思いでいます。

輸出用の酒米は補助対象にもなりますのでどんどん進めていく。今年、もう来年度の支援で三、四十ヘクタールの米を地元の農家さんとお話ができているということで、町としても地元グリーンファームさんとかの支援も今考えているところです。

これ、大きな一つの観光資源にもなるなと思ひまして、吉峰の中に古民家をシンフォニーさんが改修しまして、そこで酒で作ったいろんな食べ物とか試飲とか、行く行くは移住してきた若い人もいるのですが、みんなでコラボして、吉峰地区、地域の皆さんも私のところに来ていただいて、一番の限界集落やけど一番元気のある地区にしたいのだという思い、そして吉峰寺、こういったものもみんなつなげていきたいということで、町としてもまずはここからどういふように上志比の発展、ここからも発展につなげていくかということで、先ほどちょっと農林課長も言いました酒造会社、そして農家の皆さん、そして地域の皆さん、まずこの三者で、じゃ、どういふふうこの輪を広げていこうかって。そこにまた新たな人をどんどんつなげていって、一つの大きな核になって。先ほどおっしゃられた田辺酒造さん、黒龍酒造さんもあります。そこも地元の酒米をどんどん利用していただくような、そういった酒米を作るノウハウ、実はこれおくてでいろいろ大変なところもあるのですが、このノウハウも今どんどん研究されていけばいいなとも思っていますので、ここが一つの大きな上志比地区、また永平寺町全体の農業

の核となると思いますので、しっかりと取り組んでいきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 非常に期待しております、その辺は。

ただ、酒蔵さん同士の関係で言うと、以前はあんまり関係が本当にいいのかなって議会でも話題になったことがありますので、そういう意味では行政も間に入って大変なところがあると思います。

ここが大事なところで、なかなかそうやってしてうまくいかないところがやっぱりほかのところでもあるわけですね、町内の観光地で。そんなことをやっぱり行政が入って一つ一つほぐしていくということは非常に大事なことで、一方のほうは一定の地域でどうしていかうかという話が進んでいることもありますから、そういうことも含めて、ぜひ行政が積極的な役割を果たしてほしいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 皆さんもご存じのとおり、コロナが始まったときにアルコール消毒液がないといったときに、黒龍酒造さんが手を挙げていただいて消毒液を販売目的ではなしに町のためにと言ったときに、実は黒龍酒造さん、田辺さんにも白龍さんにも声をかけていただいて、作り方はちょっと違いましたが、3蔵で共同して作っていただきました。そのときにも物すごく連携が取れているなどというのは私たちも話をしながら分かりましたので、今、本当に3酒蔵、お互いを尊重し合いながら、ブランドとか観光とかいろいろお話する機会ありますが、連携は取れていると思いますので、また引き続き、また私たちもいろんな情報を提供させていただいて、地元の特産品の酒が盛り上がるように頑張っていきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） よろしいですか。

農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） 地籍の結果を見ずにそのままになっている地区があるのでないかというご指摘やったと思いますが、1地区まだ完了していないところは確かにございます。でも、そこをそのまま終わっている状況ではなくて、やれる状況を今待っている状況でございます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） ほかがございませんか。

川崎君。

○3番（川崎直文君） 29ページですね。町単林業事業ということで、今回の補正

は減額補正ということですね。今年度大規模な現場が少なかったためということですが、具体的に調査業務委託件数、またその内容が縮小されたのかということ、それから測量設計の業務も減額になっております。調査業務、それから測量設計業務、件数がどうであったのかということと、その業務内容が縮小されたのかということ、ちょっとその中身の話を確認したいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） まずこの事業につきましては、地区からの要望に対応するための工事費を見ているものでございます。おっしゃられたとおり、事業の要望が少なかったためにまず減額をされております。

調査業務につきましては、山地災害、浄法寺山の地滑りに係る調査の部分——ごめんなさい、失礼しました。違います。その地区の要望で設計を委託しなければならぬための予算を見ておりましたが、それも地区要望の減少に伴いまして少なくなって減額をしているという状況でございます。

○議長（中村勘太郎君） ほかございませんか。

それでは、暫時休憩します。

（午前10時34分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（中村勘太郎君） それでは、休憩前に引き続き再開させていただきます。

ただいま農林課長のほうから発言を求められていますので、よろしく願います。

農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） 1つ訂正お願いいたします。

町単林道事業、減額の理由でございますが、浄法寺の地滑り調査、範囲確定のための予備のボーリングを予算しておりましたが、これについて範囲確定されたために不要となったため、減額するものが1点ございます。

それと、先ほどのHACCPのことで、黒龍酒造の経緯を確認しましたので。

黒龍酒造は、当時、HACCP、最初の頃のHACCP、県の事業に乗る予定で話を進めておりましたが、事業規模がやっぱり輸出するということで県のほうが国の基準でやったほうが良いという指導がありまして、黒龍さんのほうも国際基準にのっとってHACCPを取得しているということでございます。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） それでは次に、商工観光課、30ページから32ページにかけて説明をいただきました。その質疑を許可いたします。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ありがとうございます。

次に、建設課、32ページから35ページの質疑を許可いたします。

質疑ございませんか。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 質疑がないようですので次、上下水道課、35ページから36ページの質疑を許可いたします。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 質疑がないようですので次に、学校教育課、36ページの質疑を許可いたします。

質疑ございませんか。

あわせて、松岡小学校、36ページから37ページの質疑を許可いたします。
ないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 次に、生涯学習課、37ページから39ページ、質疑を許可いたします。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） なしということで次に、消防本部、40ページから41ページを許可いたします。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですので、議案第3号について第2審議に付した
い案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで、議案第3号の第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

討議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

これより議案第3号、令和4年度永平寺町一般会計補正予算についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、令和4年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について、質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 第2審議に付したい案件がありますか。

第1審議がありましたら審議をしていただきたいと思います。

それで、第2審議を今お諮りしました。

ないようですので、第2審議がなければ、これより後日、第3審議にそれをしてよろしいでしょうかと諮っていきます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) それでは、本件は第2審議を諸略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしにより決定いたしました。

これで、議案第4号の第1審議を終わります。

次に、議案第5号、令和4年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について、第1審議を諮ります。

第1審議で、ご意見、ご質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 46ページですが、いわゆる高齢者医療制度、課税分の確定によりというのですが、3,000万の減額というのはちょっとどういう理由ですか。あんまりよく分らないのですが。

○議長（中村勘太郎君） 住民税務課長。

○住民税務課長（原 武史君） この後期高齢者医療特別会計の令和4年度予算につきましては、広域連合を中心に令和4年度予算のその算定をしている時点では、まだ4年度、5年度の保険料率が決まっていないという状況でございましたので、その保険料率が決まっていない中、見込みとしまして安全面を考慮して歳入歳出とも高めに実際設定をしていたというのが実情でございます。

実際に料率が決定しまして、今年度取組をして実際の執行ベースを見たところ、当初予算のほうが大きいので、今年度見込みに合わせて減額させていただくというものでございます。

○議長（中村勘太郎君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） ちょっと私が心配したのは、いわゆる保険料率が決まっていなかったから被保険者から取り過ぎたのではないかなって思った。そうじゃないですね。ただ、会計上、見込みを多く見積もっていたために単純にそれぞれのマイナス減額で事済んだということでもいいですか。

○住民税務課長（原 武史君） おっしゃるとおりで、取り過ぎたということではなく、予算上は高い見込みで算定の予算をつくっていただけと。実際、保険料率を決めてやりましたので、当然、設定された保険料率が予算設定時の見込みより低くなりましたので、保険料収入も落ちるような結果になりましたということでございます。

○議長（中村勘太郎君） よろしいですか。

○6番（金元直栄君） はい。

○議長（中村勘太郎君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

本件について第2審議の審議案件がありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 本件について第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで、議案第5号の第1審議を終わります。

次に、議案第6号、令和4年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について、これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

11番、上田君。

○11番(上田 誠君) 確認ちょっとさせてください。

コロナ禍ということでそれぞれの例えば48ページ、それから49ページのいろんなサービス料があまり利用されなかったので引いている、減額になりましたという中で、50ページの介護予防サービスの給付だけが上がっています。これを見ると対象者が増加したということになります。

コロナ禍であっても増えたという、今まで前のやつのサービスは結構コロナ禍で利用者が減ったという形だけど、ここだけが増えているということがあります。だから、これの要因というのですか、そういうものがあるのであればちょっとお知らせいただきたいと思います。

あとの51ページもあとのところらも増えているのですが、それも結局対象者が増えた形ということになっています。これも介護費は分かるところあるのですが、いろんなサービスの仕方が減ったにもかかわらず増えたところもあるので、そこら辺りのどういう要因なのか、どういうふうに考えていらっしゃるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長(中村勘太郎君) 福祉保健課長。

○福祉保健課長(木村勇樹君) 令和4年度予算につきましては、令和3年度実績をベースに算定をしておりました。11月の教育民生常任委員会でもお話ししたと思うのですが、75歳あたりの方が非常に増えている状況にあります。団塊の世代の方が75歳に近づいていっている、あるいは過ぎた方もいるという判断もあるかと思えます。そういう状況にあって、要支援者の認定者もしくは事業対象

になる方、なった方あたりが非常に増えてきたというのが令和4年の特徴だと思っ
ています。

代わりに、要介護5の多くは90歳以降の方がお亡くなりになって、施設サー
ビス費あたりは減少したということになっています。

切り替わりの年というふうに申し上げていいのかわかりませんが、要介護
の重度の方が減って、要支援の比較的若い方が増えてきている状況に入ったとい
うことで我々は分析しております。

○議長（中村勘太郎君） 11番、上田君。

○11番（上田 誠君） この前のときもちょっとお聞かせいただいたのですが、要
はちょうど団塊の世代の方が75歳で変わると。これの実績である程度見ていく
という形になると思いますね。そうすると、来年度当初、それから再来年度も含
めて、今後はその実績から見るとちょっとかけ離れるところが出てくるのでない
かなという気がします。そうすると、介護度の高い方のいろんなサービス、居宅
も、それから在宅も施設もあれですが、そうすると次年度なんかというのは結
構、今度は補正をしないとイケない形になるのではないかと思いますね。そこら
辺りの介護も含めての、要は税として払う、使用料として払うところの会計上が
結構大変になるのではないかと思います。

要は、組んだときは低くなるわけですよ。切替えですから。言っていること分
かるかな。僕の考えが間違っているのではないと思っていますのですけど。だから、
次年度、その次の年度というのは結構高めに見積もらないとだめじゃないかなと
思うのですが。本当は新年度の予算のときに聞けばいいのかもしれませんが。

そこら辺り、もしも何か今後のこともお願いできるならちょっと言っていた
くと助かります。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 令和5年度はまだ第8期期間中ですから、介護保険
上は今年度と同じでございます。介護給付費の半分を保険料、そのうちの23%
を1号被保険者、残りを第2号被保険者が負担しているということですから、3
年間は同じです。来年度、第9期の計画を立てるに当たって、第9期3年間の介
護保険料を算定する必要があります。

見込みというのを立てるのが非常に困難だなという気はしております。65歳
以上の高齢者の構成比率も大分大きく変動しておりますし、サービスの見込みと
いうのも非常に見込みづらい状況がここ2年間続いておりますので、今後につい

ての判定については非常に苦慮するなということは思っております。来年度も同じ保険料で行かせていただきます。

○議長（中村勘太郎君） 上田君。

○11番（上田 誠君） 来年度は、今は8期で、9期になると大分変わってくる可能性があるというふうに認識すればいいということですね。

お願いします。

○議長（中村勘太郎君） ほか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 一つは、歳入のところで47ページですけど、繰越金があります。繰越金が補正後の予算額で1億1,400万ですね。55ページには基金積立金が4,500万盛っておりますね。現実的には、これ、基金がどれだけで、繰越金はどう見ていいのかというのだけちょっとお聞きします。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） まず繰越金ですけれども、令和4年度の繰越金はまだ勘弁してください。見込みが非常に難しい状況にありますので、給付費も若干伸びている状況もありますけれども、まだ算定についてはご勘弁ください。

今回の1億1,400万4,654円、令和3年度から令和4年度へ繰り越した分があります。このうちの4,531万7,000円、令和2年度、3年度までの繰越金を今回積み立てるということで予算化いただきます。

1億1,400万のうち、6,868万6,428円、約7,000万近くは返還金でございます。国、県、それから支払い基金への返還金でございますので、残った分を今回基金に積み立てるということで計画しております。

令和4年度末での基金残高ですが、約2億円になろうかと思えます。第8期計画期間中は基金を投入するという計画を持って保険料算定いたしましたけれども、コロナ禍でかなり給付が減になったということで、また今回積立てさせていただくことになったというのは非常に大きいと思えます。

第9期期間中も来年計画を立てますが、基金を使って、投入しての保険料算定ということは思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） この介護保険って大体一月の給付費として計上しているという、お支払いしていく、歳出するのがいろんな一月に幾らぐらい払っていくことになるのでしょうか。

なぜかというと、それを基に基金の残高がどういう状況なのかというのを普通判断する、会計上は。あとの国保で言うと、3か月分ぐらいと言う人もいます。そういう見方でいくと2億円というのはどういう評価になるのかなど。その意味が分かりません。

2億円は今度の第9次の計画の中でどうしていくのかということ、少し取り崩してどうするのかということを考えるという話です。

でも、前回、8次のときも取り崩してと言うのですが、結局取り崩したように思われているのですが、さらに積み上がったということもありますので、この辺は介護保険の、また会計の性格上から言うと3年でペイすると。プラス・マイナス・ゼロにするというのが会計上の性格ですよ。それ以上のことを考えるとしたら、それは言葉悪いですけど邪道です。会計の性格から言って。そのことをやぱりきちっとやっていかないとそれは取り過ぎという、将来のためにいいって言いますが、そういう会計の性格ではないと。それだけはきちっと言っておきます。国保もそうです。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 2億円の分ですが、65歳以上の高齢者の5,700人で割っていただくと、大体一月当たり1,000円分になろうかと思えます。3年間の給付費を見越して必要額を算定します。そこから基金投入する部分を差し引いて3年間分の保険料を計算していくということでやっています。

第8期においても1億円投入するという3年間の見込んだ総給付費から1億円を引いて、残った分を65歳以上の高齢者の数で割って、段階的な収入も見ながらやっていくということで、現在の6,400円を算定しているわけですね。

ですから、第9期においても同じく1億円を投入するか、2億円全部投入して算定するのかというところは大きな判断だと私は思っています。

金元議員は以前から3年間でペイすべきだと。その3年間で使い切る。残りの9期、10期に至ってはそのときにいる高齢者で負担すべきだという考え方をおっしゃっていると思いますが、私はかなり危機感を持っている。

先ほど別の基金のところ、あおるなとおっしゃっていましたが、私は常に危機感を持って業務に当たっております。ですから、ある程度の金額は幾ら正しいかというところは、また議論させていただきたいと思いますが、1億円ぐらいは持っていて次の世代につないでも、私はいいのかなということも思っております。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） やっぱり8期はコロナ、これは誰も想像ができない、想定ができない、この状況の中での運用になりましたので、今回の基金の部分は先ほど言っています9期のほうにしっかりとかけます。

でも、ただ、将来的な、これは町の基金の先の話もそうだったと思いますが、しっかりとつなげていく、また不安がないような運用をしていくということは大事だと思いますのでご理解をお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 今、町長は将来のことも含めてって言いますが、そうは言いつつ、やっぱり会計の性格というのはありますし、確かにコロナ禍というものもありました。でも、その前の3年間の第7期のときも積み上がってきましたよね。だから、あんまり平時でも積み上がった。1億以上の基金を持っていたと思う。

この間ずっと積み上がってきていると。そのことを指摘するのですが、なかなかそうはなっていないということだけは言っておきます。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 私たち国保、これ何度も申し上げていますが、国保外の基金が3万円になってしまったときがあって、そのときは一般会計からどんどんお金を入れていった時代がありました。

ただ、それではもう成り立たないということで、これもこの前ご説明しましたように、国保は県内で一番高い状況ですが、住民の皆さんの負担をいただきながら一番高い状況になってきている。

やはりこれはそれ以前、今2年に1度見直していますが、しっかりと計画を立ててやっていくことが大事で、基金をゼロとかそんなとき、もし何かがあった場合、たまたま今回はコロナで何かがあったわけですが、逆に使うお金が少なくなった。また、違った意味では、ひょっとしたらある何か起きて使わなければいけない。ただ、言うように、基金が恐ろしいほど積み上げるのがいいのではなしに、ある程度計画性を持って積んでいくことが大切かなというふうに思っていますので、今までのいろいろな教訓、経験を基に、またしっかりと対応をしていきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

ないようですので、議案第6号について第2審議をしたい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで、議案第6号の第1審議を終わります。

次に、議案第7号、令和4年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について、これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですので、議案第7号について第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで、議案第7号の第1審議を終わります。

次に、議案第8号、令和4年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について、これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 質疑がないようですので、議案第8号について第2審議に付したい案件がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで、議案第8号の第1審議を終わります。

次に、議案第9号、令和4年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について、これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですので、議案第9号について第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで、議案第9号の第1審議を終わります。

次に、議案第10号、令和4年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算について、これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですので、議案第10号について第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで、議案第10号の第1審議を終わります。

～日程第9 議案第20号 永平寺町個人情報保護法施行条例の制定について～

～日程第10 議案第21号 永平寺町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第9、議案第20号、永平寺町個人情報保護法施行条例の制定についてから日程第10、議案第21号、永平寺町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてまでの2件を一括議題といたします。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉川貞夫君） ただいま上程いただきました議案第20号及び議案第21号について補足説明を申し上げます。

永平寺町個人情報の保護に関する法律施行条例につきましては、これまで個人情報の保護に関する法律の下で、条例により取扱いを定めておりましたが、国において個人情報の保護に関する法律の改正がされ、国の機関、地方公共団体、独立行政法人と民間事業者含めて個人情報の取扱いが法律の下で同一の規律で取り扱うことになりました。

このことにより、永平寺町個人情報保護条例を廃止することとし、新たに個人情報の保護に関する法律において条例で定めることとされているものを永平寺町個人情報の保護に関する法律施行条例として制定するものです。

第3条において、個人情報保護に関する法律では、開示請求に係る手数料300円になっていますが、永平寺町では無料と規定するものでございます。

第4条におきましては、個人情報の開示請求等に係る審査請求の諮問先を永平寺町情報公開・個人情報保護審査会と定めるものでございます。

なお、附則において、永平寺町債権管理条例の一部改正を規定しております。

次に、永平寺町情報公開・個人情報保護審査会条例についてですが、これまでの情報公開審査会と個人情報保護審査会と2つの審査会がございましたが、それを法律ごとに一つとし、その審査会の所掌事務、委員、調査等の審査について定めるものでございます。

第1条においては設置の趣旨を、第3条では審査会の所掌事務を定めております。第4条では、審査会の委員は5人以内をもって組織することとし、任期を2年と定めております。第5条では審査会の調査権限を、第6条では審査請求者等からの意見陳述の機会の規定をしております。第9条においては、審査会の審議手続については非公開とするという規定です。

2つの条例とも附則において、条例の施行は令和5年4月1日となっております

す。

よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 議案第20号から議案第21号について、1件ずつ質疑を行います。

これより議案第20号の第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

金元君。

○6番（金元直栄君） 昨今、個人情報、特にマイナンバーカードなんかを含めて、全国でも時々情報が流出したという話なんかも出ています。ただ、そういう中で、今、個人情報のいろんな問題を企業が使うことに対する問題が指摘されているところですが、これは個人情報保護といいますが、それは個人からいわゆる自分の情報を出さないでほしいという拒否権の問題なんかについてはどこかで示すことはあるのですかね。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（吉川貞夫君） 個人情報の保護につきましては、いわゆる開示する場合、個人情報を提供する場合には、本人の同意が前提になるということについては前から変わっておりません。

○議長（中村勘太郎君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） そこがなし崩しになっているのではないかなって話もないわけではないので。特に同意がなければって、同意を求めずに何も意思表示がなければ同意したとみなすというやり方なんかをしているのではないかと。その辺はどうでしょう。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（吉川貞夫君） 先ほど申し上げましたとおり、今回の個人情報の改正のポイントは、国の機関、独立行政法人、地方公共団体、民間事業者、これまではそれぞれの法に基づく規定でされていたものを一つの体系化した、一つの法律の下に取扱いを統一したということですので、今後は民間であろうが、国であろうが、町であろうが同じ取扱いをしなければならないということになります。その点では、なし崩し的なことを言われましたが、あくまでも法に基づいて取り扱うということになりますので、よろしくご理解をお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 法に基づいて、地方自治体では条例が法ですから、それはそれぞれ違ってそういう権限はあると思います。やっぱり私心配なのは、情報がやっぱり勝手に独り歩きする。独り歩きしやすくする。体系を一緒にするという事は情報の流出があり得るということですよ。

それも、ある意味簡単に流出する。一つの体系にしてしまうということは、一つのラインに結ぶということでしょう。本当にそれぞれ個人情報保護が守れるのかというと、私は不安です。

討論はさせていただきます。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（吉川貞夫君） 今回、デジタル法の改正によってこの個人情報保護も改正されたということもあります。基本ベースはこの法律の下でやりますが、例えばマイナンバーとかそれぞれについては、それと関連する情報がこの個人情報に基づいて取扱いを行うということになりますので、その点もご理解をお願いします。

○議長（中村勘太郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですから、質疑を終わります。

第2審議に付する案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 本件について第2審議を行わず、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第20号の第1審議を終わります。

次に、議案第21号の第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 今、いわゆる国の法に基づいて一本化するという中で、その個人情報保護の審査会についても、そういうことになるのかということですが、こういう中で、いわゆる審査会の権限の弱体化とかそういうことがこの条例の中で示されることはないのか。

僕は、審査会を置くのは当然やと思っていますので、そこについては特段反対するとかということないのですが、そういう国の一つのラインの中に結ばれたものの中で、本町の個人情報保護条例に基づいていろんな審査をするというときに、その国の一本化の体系の中で、審査会の審査について少し適當になったとか弱体化したことはないかという意味です。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（吉川貞夫君） 弱体化という表現の意味がちょっとよく理解できないのですが。あくまでも審査会というのは、例えば、例を挙げますと、情報公開の請求があった際に、実施機関ですね、執行機関、町長部局とか、実施機関が情報公開の開示を非公開とした場合とか、一部非公開とした場合について、不服があった場合にその審査会の意見を求めるとか、個人情報につきましても、あくまでも町民の方から開示決定とか利用停止の申出とかあった場合に、実施機関がその審査会に諮問をするというようなものでございまして、その検討の内容については、当然、法の下での取扱いに準じて、それが適當かどうかという判断をされるものということになっていますので、その弱体化とかというものではないというふうに思っております。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですので、質疑を終わります。

第2審議に付する案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 本件について第2審議を行わず、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第21号、第1審議を終わります。

～日程第11 議案第22号 永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第11、議案第22号、永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉川貞夫君） では、議案第22号の補足説明をいたします。

都市計画の見直しを進めていくと同時に、地区計画を地元で協議していますが、これらと移住・定住政策を一体的に推進していくことで、施策の効果が一層上がることを目的に、「えい住支援課」の新設をお願いするものでございます。

第2条の課の設置において、建設課の次に「えい住支援課を」追加させていただきたいと思っております。

第3条において、課の所掌事務では、現在の総合政策課の（6）企業誘致に関すること、（9）宅地造成に関する企画、総合調整及び推進に関することの2つの事務を、建設課内にあります（6）都市計画（公共下水道を除く。）に関すること、（7）の景観行政に関すること、（8）屋外広告物に関すること。（11）住宅関係の補助事業に関すること。（12）空き家等の利活用に関すること、（13）建築確認等に関することの、6事務をえい住支援課に移管し、さらに移住・定住促進の事務をえい住支援課に明記することとしています。

附則において、1項では、施行日を令和5年4月1日とし、2項で都市計画審議会条例での都市計画審議会の庶務をえい住支援課が行うことの改正をしております。

以上で補足説明終わります。

よろしく申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） これより議案第22号の第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 実は、今年度の当初予算の中の総括のところでお聞きしようかなと思っていたのですが、条例で出てくる以上、ちょっとそこで指摘しておきたいなと思っております。

今回、えい住支援課ができるということで、その目的について別に反対するわけではないです。ただ、この間の課の設置状況を見てみますと、総務課からは財政課、政策課、防災課、契約管財課、さらに総合政策課から分かれるわけですから、えい住支援課も総務課由来やと思っております。

福祉課はというと、子育て支援課、一部税務課も国保関係で行っているのかなど。ほかのところ、今、課の分割というのを進めてきているところは僕の記憶

ではあまりないように思うのですが、それを見ていると、やっぱり課の在り方についてはもう少し考えられるべきではないのかなと。

それは必要に迫られて必要があるから、いろいろ分割してきてそういう課の権限を進めてくるのですが、本当に現業課というのですか、町民の生活に密着した部分とか、そういうところをどうするかというのが何か少し遅れているように思うのですが、その辺はどう考えますか。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 遅れているというか、時代に合った再編をしているつもりでおります。

財政課は総務課から出たのではなしに企画財政課から出ました。企画と財政、事業を考えるほうと事業を絞るほうと一緒にいてはどうかというので財政課と総合政策が分かれた。そして、総務課の中に防災も契約管財もあったことから、例えば防災のとき総務課の職員が総出で全ていろいろやる。今までやっていたこともこっちに置いておいて防災のことをやると。いろいろの中でここはしっかり分けたほうがいだろうとかいうことです。

今、金元議員が福祉保健課の話をされているのかなと思います。これも町としてはやっぱり議員提案でしたので、しっかり検討をしました。

ただ、やっぱり現場サイドが今福祉を健康長寿と福祉の部門に分けると、逆に混乱する。今コロナがしっかりと落ち着くまでは、今の体制でやっていきたいという強い職員、現場の思いもありましたので、今回はまたコロナが落ち着くまでは今の体制で行こう。

ただ、コロナが落ち着きましたら、またあとはしっかりと対応していく。なぜなら、あれは議員もご承知のとおり、コロナ禍の中である日突然ワクチンの接種を保健師さんとか、保健師の仕事をしている中で急遽対応しなければいけないとか、いろいろそういう今回コロナの中では計画どおりといいますか、突発的な事業がたくさんありましたので、それは実は職員が支え合いながら進めてきたというのがありますので、そういった中で、今回やっぱり一つでやっていきたいという思いがありますので、これはご理解をいただきたいなと思います。

ただ、今言うように、これでじゃなしに、また議員の意見も聞かないとかそういうのではなしに、常に時代に合った再編、また一つにしたり分けたりとかいろいろあると思いますが、またその都度ご指摘いただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 政策課の問題も、議員歴随分長いので、やっぱり総務課から分かれました、元は。そういう経過があるということで。別に町長のときにどうしたかということだけでなしに、そういう経過を言いました。

だから、ちょっとそういうことを見ると、総務課由来がやっぱり多い。それは課の数が多いということは、それだけ総務課由来の権限が強くなる可能性がないわけではないということを見ると、本当に現業をどうしていくか。もう少し全体を見て考えるべきではないのかな、という条例のところで指摘はしておきたいと思う。別に、反対するものではないですが、そういうことをやっぱりみんなで見ていくことも大事なのではないかなということだけは指摘しておきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですから、質疑を終わります。

第2審議に付する案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 本件について第2審議を行わず、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第22号の第1審議を終わります。

～日程第12 議案第23号 永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第12、議案第23号、永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

住民税務課長。

○住民税務課長（原 武史君） それでは、議案第23号の補足説明をいたします。

議案書の117ページでございます。

今回の改正につきましては、電子証明書機能を搭載しましたスマートフォンを使用して、印鑑登録証明書のコンビニ等での交付が受けられるように改正を行う

ものでございます。

第14条の第3項におきまして、「個人番号カード印鑑登録者は」というところを「利用者証明用電子証明書の発行を受けている者は」に改め、また「個人番号カードを使用して」という部分を削るものでございます。

以上、簡単でございますが、よろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより議案第23号の第1審議を行います。

質疑許可をいたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 質疑なしと認めます。

第2審議に付する案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 本件について第2審議を行わず、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第23号の第1審議を終わります。

～日程第13 議案第24号 永平寺町防災行政無線設備の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第13、議案第24号、永平寺町防災行政無線設備の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） それでは、議案書118ページをお願いします。

この案件につきましては、松岡西幼稚園が令和5年3月31日をもって閉園することに伴い、本条例第3条の別表に規定してあります無線局の設置場所の名称を「松岡西幼稚園」から「旧松岡西幼稚園」に変更するものでございます。

なお、この一部改正条例の施行期日は令和5年4月1日でございます。

以上、簡単ですが補足説明とさせていただきます。

○議長（中村勘太郎君） これより議案第24号の第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 質疑なしで、第2審議に付する案件がありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 本件について第2審議を行わず、第3審議に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第24号の第1審議を終わります。

～日程第14 議案第25号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第14、議案第25号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

○議長(中村勘太郎君) 住民税務課長。

○住民税務課長(原 武史君) それでは、議案第25号につきまして補足説明いたします。

議案書の119ページ、120ページでございます。

令和5年度からの2か年間の国民健康保険税につきまして、国民健康保険運営協議会でご審議をいただいたところでございます。運営協議会に対しましては、税率の県下統一への動きのことですとか、現在の剰余金の活用のご意見も含めて多方面からご意見をいただき、ご審議いただいたところです。

町としましては、この答申内容を尊重し、答申のとおり改定をお願いするものでございます。

第3条第1項では、医療給付費分の所得割の税率を現行の「100分の5.7」から「100分の6.0」に改めます。

第4条第1項では、医療給付費分の資産割の税率を現行の「100分の18.7」から「100分の9.4」に改めます。

第5条の2第1号では、医療給付費分の平等割——これは世帯割ですが、平等割の金額を現行の1世帯当たり「23,000円」から「21,000円」に改め

ます。

また、第9条では、介護給付費分の均等割、これは個人に係るものですが、この均等割の金額を現行の「9,500円」から「10,000円」に改めるものでございます。

また、第21条につきましては、今ご説明しました金額の各種軽減後の金額を改正するものでございます。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより議案第25号の第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 保険料の改定で、全体としては基金の取崩しも含めて税を引き上げるということですが、当初計画したよりかは少し負担が軽くなるようにはならなかったというように聞いております。

こういう率っていろいろ書いてあるのですが、本当は所得幾らぐらいの家庭では幾らぐらいの負担とかというのを毎回、以前は保険料の改定するときに出ていましたね。独り暮らしでは幾らぐらいという。年収幾らではどれくらいとか。そういう説明書も含めて示していただくと、例えばどういう階層では保険料の減になるか、どの辺ではひょっとすると高くなるかも含めて表れてくるので、そういう資料があるとしたらどこかで示していただくとありがたいですね。

すごく全体としては減額されているということですが、県下ではやっぱりかなり高い方向になるというその部分については、一番高いのはどこまで下がるかというのも含めて示されていると本当は分かりやすい。

○議長（中村勘太郎君） 住民税務課長。

○住民税務課長（原 武史君） 当然、今回の改定は、特に資産割を減らしていくということで、令和5年、令和6年に今9.4にして、七、八年からはゼロにしていきたいというふうに考えているところでございます。

そういったことも踏まえますと、当然、資産を保有している方につきましては資産に応じることになりますが、率が下がりますので負担は下がるということになりますけれども、その分、所得割につきましてはちょっと上がっておりますので、所得に応じて若干の負担をいただくということにはなります。

また、今お話のありました世帯ごとの何か分かりやすいものがあればと、どう

いうところが影響を受けるのかということについては、またお示しさせていただきたいなと思っておりますが。

今ちょっと私の手元に簡単な例としてあるのが、例えば前期高齢者のご夫婦の世帯で、年金収入がお二人で260万円、固定資産を所有していて資産税額が10万円かかっている世帯ですと、これまでの金額としてはこの世帯で11万9,700円の保険料となるところを、今回改定をしますと11万1,050円ということで8,650円の負担軽減につながるというものでございます。

ケース2としまして、自営業の4人家族世帯ということで、ご夫婦とお子様お二人ということで、事業所得が300万円、また資産を保有していて資産税額が10万円という世帯ですと、これまでの税率ですと53万6,700円の国保税がかかるところ、新しい税率ではそこが53万5,400円になるということで、若干ですが1,300円ほど下がるというものでございます。

上がるころの例としましては、定年退職されまして国保加入になった世帯ということで、ご夫婦お二人の世帯で、男性の夫のほうを60歳という家庭で、これまで給与所得が600万円あって、事業所得が50万、資産税額が10万円かかっていた場合に、これまでの税率ですと80万5,200円税がかかるのですが、これが新税率でいきますと81万4,400円になるということで、9,200円の増額にはなる。要は、やはり所得率の上がったところを影響受けるというのはそういう世帯では影響を受けるというものでございます。

ただ、今回の改定で、これまで1人当たり11万614円のところが、単純試算で1人当たり10万7,423円になりますし、世帯換算でも単純に世帯数で割った値になりますが、世帯当たりとしましてもこれまでは17万1,451円、1世帯当たりかかっていたところが、1世帯当たり、今回の改定では16万1,134円になるということで、若干ではございますが減額ということでございます。

○議長（中村勘太郎君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 行く行く固定資産に係る負担がなくなるというのは、固定資産税、住んでいる人たちにとっては利益を生むものではないですから、以前から問題があるのではないかと。各集落なんかで集落の賦課金を資産に応じて掛けているのも今では随分少なくなっているのではないかと。それと同じように、ここはまだ残っているのが不思議なくらいだということはあると思います。

収入に応じて今度は課税がされるのですが、今のその一覧表とかそういうのを

分かりやすくみんなに示してほしいと思います。

若干の引下げということで、あまりあれこれ言いませんけれども、ただ、課税の状況については後で、当初予算の中では示してあるので、ぜひそういう内容について課税の状況を示してほしいというのは、ちょっと言っていただけだと思います。

○議長（中村勘太郎君） ほかがございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですので、質疑を終わります。

第2審議に付する案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 本件について第2審議を行わず、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで、議案第25号の第1審議を終わります。

暫時休憩します。

（午前11時56分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第15 議案第26号 永平寺町給食センター条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第15、議案第26号、永平寺町給食センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

○議長（中村勘太郎君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） それでは、議案第26号の補足説明を申し上げます。

議案書121ページでございます。

昨年12月議会におきまして、上志比幼稚園を閉園する旨の条例改正が可決されましたので、関連する本条例の一部改正を行うものでございます。

第1条におきまして、給食センターが調理を行う対象の施設としまして「上志

比幼稚園」が規定されておりましたが、これを削除するものでございます。

施行日は、幼稚園・幼稚園条例の改正と合わせ、令和5年4月1日といたしております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） これより議案第26号の第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 質疑なしと認めます。

第2審議に付する案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 本件について第2審議を行わず、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで、議案第26号の第1審議を終わります。

～日程第16 議案第27号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第16、議案第27号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

住民税務課長の説明を求めます。

○議長（中村勘太郎君） 住民税務課長。

○住民税務課長（原 武史君） それでは、議案第27号につきまして補足説明いたします。

議案書122ページでございます。

今回の改正内容につきましては、出産育児一時金の金額の引き上げを行うものでございます。

第5条第1項にあります出産育児一時金の金額を現行の「40万8,000円」から「48万8,000円」に改めるものでございます。

以上、簡単でございますが、補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） これより議案第27号の第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 質疑なしと認めます。

第2審議に付する案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 本件について第2審議を行わず、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで、議案第27号の第1審議を終わります。

～日程第17 議案第28号 永平寺町狂犬病予防法施行条例及び永平寺町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第17、議案第28号、永平寺町狂犬病予防法施行条例及び永平寺町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） それでは、議案第28号について補足説明いたします。

議案書123ページでございます。

狂犬病予防法に基づく犬の登録の制度、これの特例制度であるワンストップサービスに、永平寺町では令和5年6月1日から参加することとしております。

参加に当たって現行の条例の登録手数料は、徴収する場合としない場合という対応を必要とされます。また、鑑札再交付でも徴収する場合としない場合の対応が必要になりました。よって、この条例（案）を提出するものでございます。

永平寺町狂犬病予防法施行条例の一部改正では、「別表」とあるものを「永平寺町手数料条例に定める」に改めて、別表を削るといふことの対応を図ります。

永平寺町手数料徴収条例の一部改正では、登録手数料においては「（動物の愛護及び管理に関する法律第39条の7第2項の規定により、法第4条第1項の規

定による犬の登録申請があったものとみなされる場合を除く。）」という条文を加えます。

再交付に当たっては、第2条第1項第14号中、「再交付手数料」の次に「（動物の愛護及び管理に関する法律第39条の7第6項の規定により、交付された犬の鑑札を除く。）」という条文を加えます。

改正条例の施行日は、令和5年度9月1日としております。

よろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより議案第28号の第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） マイクロチップの装着義務も合わせてあるということですが、それ、マイクロチップ埋め込んでない犬についてはどう扱うのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長 チップが入っていない犬を登録の場合には登録手数料をいただくということになります。

○議長（中村勘太郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですから、質疑を終わります。

第2審議に付する案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 本件について第2審議を行わず、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第28号の第1審議を終わります。

～日程第18、議案第29号 永平寺町土地開発基金条例を廃止する条例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第18、議案第29号、永平寺町土地開発基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（森近秀之君） それでは、議案第29号の補足説明をさせていただきます。

土地開発基金は、地下の高騰が見込まれるような土地を迅速に公共用に供する土地を取得するため、運用することとしていた基金でございますけれども、今後、こうした先行取得することが見込まれないことから、当該基金を廃止するため、条例を制定するものです。

なお、施行日の前日までに、廃止前の土地開発基金に属していた財産は、まちづくり基金条例に基づく基金に属する財産とさせていただきます。

以上、補足説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより議案第29号の第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 質疑なしと認めます。

第2審議に付する案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 本件について第2審議を行わず、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第29号の第1審議を終わります。

～日程第19 議案第30号 第二次永平寺町総合振興計画後期基本計画の策定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第19、議案第30号、第二次永平寺町総合振興計画後期基本計画の策定についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） 議案第30号、第二次永平寺町総合振興計画後期基本計画の策定についての提案の理由の補足説明を申し上げます。

議案書は125ページになります。

計画書につきましては、別冊でお配りしておりますので、よろしくお願ひします。

昨年9月に、学識者、各団体の代表、幼稚園の保護者代表、学生の方がメンバーとなります町振興計画審議会を設置しまして、計画素案の審議を行ってまいりました。

1月に議会への中間報告をさせていただき、あわせてパブリックコメントも実施しております。

2月16日には町振興計画審議会長より答申を受けまして、計画を策定いたしました。

後期計画では、目指すべき町の将来像は継続しまして、基本施策等は社会経済情勢が変化した場合にも柔軟に対応できるよう見直し、変化の激しい時代においても基礎自治体としての役割をしっかりと果たせるよう時代や地域課題に即した計画へと更新をいたしております。

これまで積み上げてまいりましたまちづくりを継承し、発展させていく計画となっておりますので、本議会において策定についての議決を賜りたく、よろしくお願ひ申し上げます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（中村勘太郎君） これより議案第30号の第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 内容が膨大なこともありますので、今回もあれですけども、できましたら継続審議等にさせていただくと助かりますが、いかがでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 暫時休憩します。

（午後 1時14分 休憩）

（午後 1時42分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） ただいま上程されました議案第30号、第二次永平寺町総合振興計画後期基本計画の策定について、につきましては、内容が多岐にわたり、

またボリュームが大きいことで、委員会に付託いただきたいというような動議をしたいと思います。

議会運営委員会のほうに付託いただきたいと思います。

内容については多岐にわたることがあるので、合同審査を行いたいと思います。そういうお計らいをお願いしたいと思いますので、よろしくお計らいいただきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） ただいま11番の上田君より動議発言で、この議案第30号、第二次永平寺町総合振興計画後期基本計画の策定についての審議に当たって、議会運営委員会に付託し、連合審査委員会を開いて合同審査で明日審査をするということで今報告がございました。

この今の発言を尊重し、そのようにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） それでは、明後日、今日の日程の進行にもよりますけれども、もしお時間ができましたときにはこのように皆さんにまた後に周知したいと思いますので、ひとつご協議願いたいと思います。

それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

～日程第20 議案第31号 町道の認定について～

○議長（中村勘太郎君） それでは次に、日程第20、議案第31号、町道の認定についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（家根孝二君） それでは、補足説明をさせていただきます。

議案書の126ページをお願いします。

今回、町道の認定を行おうとする場所は、えちぜん鉄道観音町駅の北側になります。路線名は町道松岡159号線で、延長は98メートル、幅員は6メートルの道路となります。起点は、旧県道船越松岡線のある町道松岡158号線に接続しており、終点につきましては袋小路状になっていることから自動車の転回場が設置されております。

この路線は、開発行為により宅地造成地内に築造された道路であります。新たに町道として認定し管理していくため、町道の路線認定について議会の議決を求

めるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより議案第31号の第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 質疑なしと認めます。

第2審議に付する案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 本件について第2審議を行わず、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第31号の第1審議を終わります。

暫時休憩します。

（午後 1時47分 休憩）

（午後 1時48分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

これをもちまして本日の日程は全て議了いたしました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

本日はこれをもって散会します。

なお、明日3月10日から3月12日までを休会といたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、明日3月10日から3月12日までを休会といたします。

3月13日は午前9時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしくをお願いいたします。

本日はどうもご苦労さまでございました。

追伸でございますけれども、先ほど諮りました議案第30号の第二次永平寺町総合振興計画後期基本計画の策定の審議を明日午後1時より、説明を兼ね審議を重ねたいと思いますので。

暫時休憩します。

(午後 1時48分 休憩)

(午後 1時51分 再開)

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

明日3月10日午後1時より合同審査会を行います。あとの運営については、委員長である議運の委員長にお任せします。

ということで、ひとつご参集のほどよろしくお願いを申し上げます。

本日はどうもご苦労さまでございました。

(午後 1時52分 散会)